

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	5・6号機サービス建屋の放射線管理区域から退域する際に、放射能測定を行う退出モニタ9台のうち、1台のモニタに足裏の測定部に保護カバーが設置されていることが認められたため、対応検討	A s	8月6日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋の1階階段室において、協力企業作業員が同建屋受付室設置工事に伴い電動ドリルを使用していたところ、電源として使用していた他の部屋の壁コンセント用変圧器から煙が発生していることを共同作業員が発見し、ただちに電動ドリルの使用を中止したところ、発煙が止まった。速やかに消防署に連絡し、消防署員による現場確認結果、「火災ではない」と判断。今後、原因について調査を実施。	A	8月7日公表済 (PDF234KB)

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋内床塗装調査中、2階消火設備電線管において、止め金具の外れが認められたため、当該金具を取付	D	
2	1号機	供用期間中検査の隔離時復水器系凝縮水出口配管等のラグ（配管支持台）取付溶接部（12箇所）の浸透探傷検査において、判定基準を超える浸透指示模様が認められたため、対応検討	C	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系腐蝕貯蔵タンク液位計用電源の点検において、電流出力に精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
4	5号機	換気空調用加熱蒸気隔離弁の浸透探傷検査において、弁体及び弁座に浸透指示模様が認められたため、対応検討	D	
5	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ室局所空調機（HVH5-20）のドレン配管接続部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	C	
6	集中環境施設	サプレッションプール水サージタンクエリア送風機用電動機の点検において、軸径寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	集中環境施設	計器設定に関する確認において、ボイラー給水流量計（A・B・C）の計器仕様表記載の型式に誤記が認められたため、対応検討	C	
8	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋の1階階段室コンクリート壁面に空調設備配管貫通用の孔明け作業を実施していた際、埋設電線管の損傷（2箇所）が認められたため、当該部を修理及び対応検討	C	
9	その他	7月28日に発表した「福島第一原子力発電所4号機における運転上の制限の逸脱ならびに非常用ガス処理系における放射性気体廃棄物の測定結果について」のプレス文の注釈に記載されている内容に誤りが認められたため、当該発表文を修正及び対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで